

群馬大学大学院食健康科学研究科特別研究学生規程

令和 7. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院食健康科学研究科（以下「本研究科」という。）における特別研究学生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院食健康科学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学時期)

第2条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、学期の途中において許可することがある。

(入学志願)

第3条 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院等を通じて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 成績証明書及び在学証明書
- (3) 当該大学院等の長の推薦書
- (4) その他必要と認められる書類

2 交換留学生については、協定大学院からの受入書類をもって、入学願書に代えることができる。

(入学許可)

第4条 特別研究学生の入学は、本研究科の授業及び研究に支障がない場合に限り、食健康科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が許可する。

(在学期間)

第5条 特別研究学生の在学期間は、1年を越えないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により、在学期間を延長しようとする場合は、期間満了1月前までに所定の延長願を、研究科長を経て、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(退 学)

第6条 特別研究学生が在学期間中に退学しようとする場合は、研究科長を経て、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(許可の取消)

第7条 特別研究学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関する必要な事項は、本研究科の規定等を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、食健康科学研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。